

(火災予防上の自主検査)

第7条 火災予防上の自主検査は、別に定める検査票に基づき、年2回以上実施する。

- (1) 建築物等（構造、防火及び避難施設）
- (2) 火気使用設備器具
- (3) 電気設備器具
- (4) 危険物施設

(消防用設備等の自主点検)

第8条 消防用設備等の自主点検は、別に定める点検票に基づき、年2回以上実施する。

(消防用設備等の法定点検)

第9条 消防用設備等の法定点検を別表第2のとおり実施し、____年に1回消防長に報告する。

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
- (2) 火気使用設備器具を設置又は移動するとき
- (3) 電気設備器具を設置又は移動するとき
- (4) 改装、模様替え等を行うとき
- (5) その他、防火管理上必要な事項

(平常時の遵守事項)

集会場、飲食店、物販店、旅館・ホテル、病院・介護施設等（特定防火対象物）は1年に1回。その他（非特定防火対象物）にあつては3年に1回、管轄の消防へ報告義務があります。どちらか分からない場合はお問い合わせください。

第11条 従業員等は、各種災害を防止するため、

- (1) 避難階段、階段室、通路等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、機能障害となる物品を置かないこと。
- (3) 防火戸、防火シャッターの周辺には障害物を置かないこと。
- (4) 喫煙は、指定場所で行うこと。
- (5) その他

(放火防止対策)

第12条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内の可燃物の整理整頓又は除去を行う。
- (2) 空室及び倉庫の施錠を行う。

(自衛消防隊の設置)

第13条 火災等災害発生時に被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を別表第3のとおり設置する。

2 休日、夜間における連絡体制を別表第4のとおり定める。

(防火教育)

第14条 防火管理者は、別表第5のとおり防火教育を行うものとする。

(訓練)

第15条 防火管理者は、別表第6のとおり訓練を実施するものとする。

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合、消防機関へ事前通知するものとする。

附 則

この計画は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 火元責任者の組織（第6条関係）

小規模の場合は防火管理者が兼任しても構いません。

火元責任者	担当区域	任務内容
〇〇 〇〇	〇階売り場	◎ 火災予防 1 喫煙の管理 2 火気使用設備器具の安全管理 3 電気設備器具の安全管理 4 消防用設備等の維持管理 5 その他、火災予防上必要な事項 ◎ 地震対策 1 ロッカー等の物品転倒防止措置 2 火気使用設備器具等からの出火防止措置 3 危険物等の漏洩防止措置 4 地震発生時における安全非難措置 5 その他
〇〇 〇〇	〇階売り場	
〇〇 〇〇	厨房	
〇〇 〇〇	バックヤード	
〇〇 〇〇	事務室	

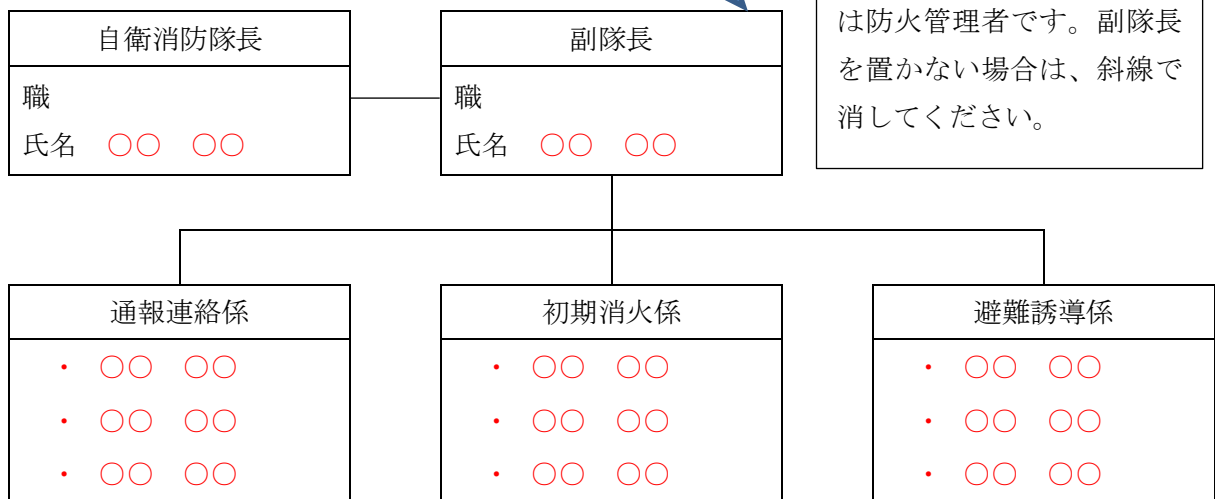
該当する設備の□にレ点をしてください。
足りない設備は空欄に記入してください。

別表第2 消防用設備等の法定点検及び点検委託先（第9条関係）

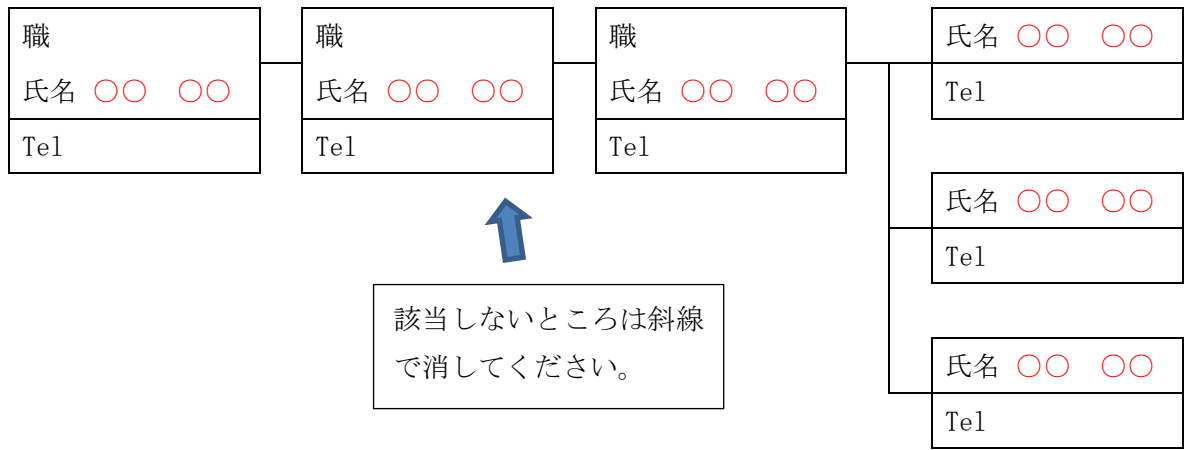
消防用設備等 点検区分	<input type="checkbox"/> 消火器	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 非常警報設備	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 誘導灯	<input type="checkbox"/> 避難器具	<input type="checkbox"/>
機器点検（6ヶ月）	月 日	月 日	
総合点検（1年）	月 日		
委託業者名			

別表第3 自衛消防隊の組織（第13条関係）

原則として、自衛消防隊長は防火管理者です。副隊長を置かない場合は、斜線で消してください。



別表第4 夜間・休日の連絡体制（第13条2関係）



別表第5 防火教育（第14条関係）

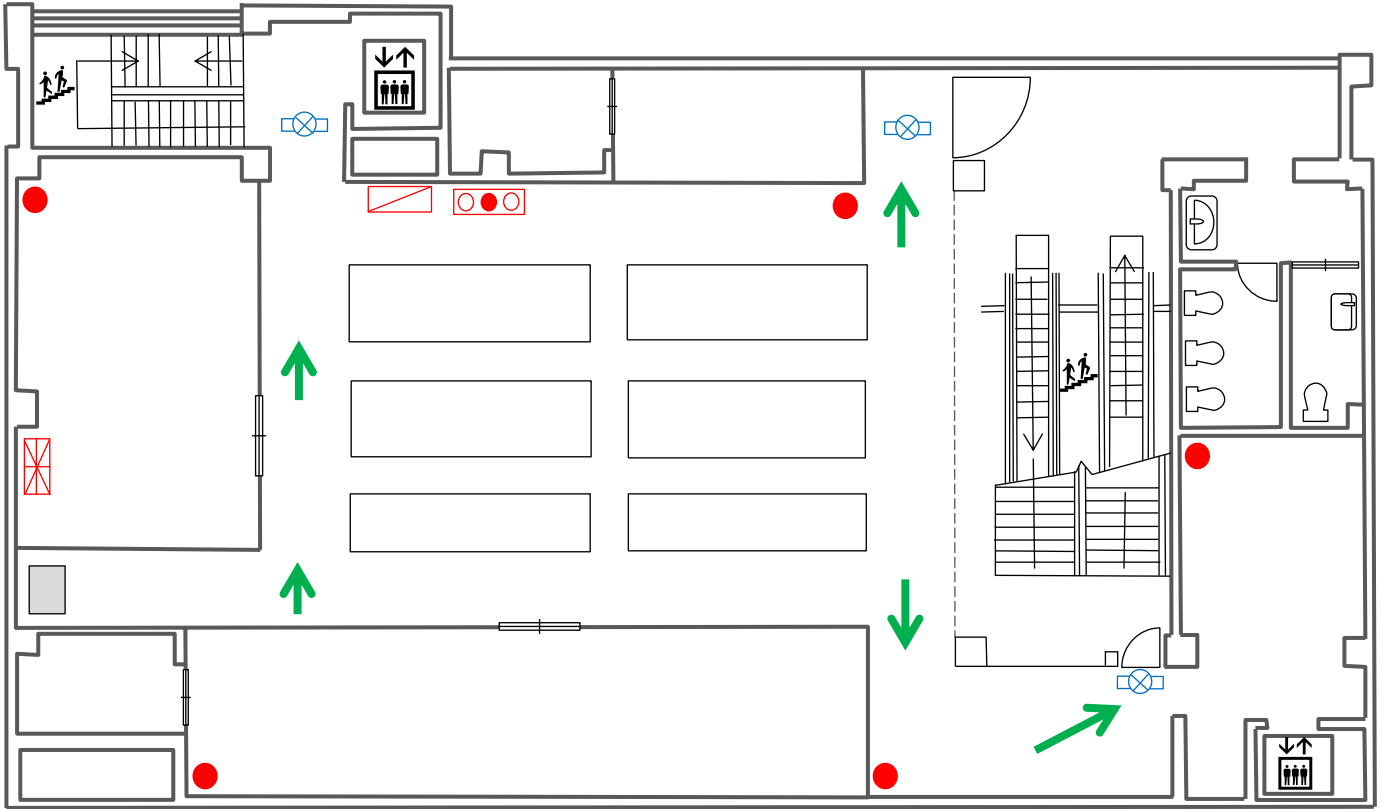
対象者	実施日	実施内容
全従業員等 テナント使用者等	月 日	・ 消防計画書の周知徹底・従業員の任務と活動 ・ 火災予防上の遵守事項・震災対策に関する事項
	月 日	・ 消防用設備等の使用方法 ・ その他防火管理上必要な事項

別表第6 自衛消防訓練（第15条関係）

訓練種別	実施日	実施内容	
総合訓練	月 日	消火、通報、避難誘導訓練を実施する。	
部分訓練	消火訓練	月 日	消火器、屋内消火栓の取り扱いの習熟を図り、初期
		月 日	消火訓練を実施する。
	通報訓練	月 日	消防機関への通報要領及び火災発生時の連絡体制の
		月 日	習熟を図る。
	避難訓練	月 日	避難誘導要領及び避難器具の取り扱いの習熟を図
		月 日	る。

旅館・ホテル等（3階以上）や病院・社会福祉施設等では、昼間と夜間での職員や利用者等の人数が変動するため、訓練を2回以上行ううち1回以上を夜間想定として訓練を行ってください。

消防用設備等設置位置図及び避難経路図（例）



凡 例

-  消火器
-  屋内消火栓
-  発信機
-  自動火災報知設備受信機
-  避難器具
-  誘導灯
-  避難通路